

戦時体制下における普通・貯蓄銀行業の集中・合同について

白井 博之*

A Study on the Centralization / Consolidation of the Ordinary and Savings Banking during World War II

Hiroyuki SHIRAI*

はじめに

日本の普通および貯蓄銀行数は、1901(明治34)年に2,344行の最大数に達した後、破綻と合同の繰り返しの過程を経ながら45(昭和20)年には65行となった。この45年間で普通および貯蓄銀行数は2.7%に縮小されたことになる。この過程は、戦時体制下(37~45(昭和12~20)年)においても続いていたのである。(表1)

表1 戦時経済下(1937~45年)の普通・貯蓄銀行数

年度	年末銀行数	新設による増加	破綻による減少	合同による減少
1937	449	4	12	41
38	417	2	5	29
39	389	2	5	25
40	357	4	1	35
41	255	12	3	111
42	217	1	2	37
43	141	7	2	81
44	109	2	0	34
45	65	6	5	45

後藤新一「日本の金融統計」1970

この時代、特に36(昭和11)年2月26日、陸軍の皇道派青年将校たちが、部隊を率いて斎藤実内大臣、高橋是清蔵相らを襲って殺害した二・二六事件は、日本の歴史にとって重要な転換点となった。政治的には、陸軍の全面的な支配体制が築かれ中国との戦争開始が避けられなくな

ったのである。経済的には、戦争準備を支えるための軍需生産の拡大とこれを促進させるための統制経済政策である。さらに翌年7月、北京郊外の盧溝橋で起こった日中両軍の衝突事件を契機に日中戦争が開始された。日本は戦時体制にはいり軍需産業に資金や輸入資材を集中的に割り当てるため、同年9月にはカネの面から経済を統制しようとする「臨時資金調整法」、モノの面から統制しようとする「輸出入品等臨時措置法」と「軍需工業動員法を適用する法律」が成立した。特に後者の法に基づき、重要な工場や事業場を国家が管理する「工場事業場管理令」ならびに軍事費の計上とこれを賄う「臨時軍事費特別法」が制定され、軍事公債の発行が行われることとなったのである。

ここでは、別稿で取り上げた昭和初期の普通・貯蓄銀行業の集中・合同に続いて、戦時経済体制の構成とその統制経済政策が結果として銀行業の産業組織に寡占体制が確立された一端を考察する。¹⁾

1. 戦時経済体制の構築

(1) 統制三法と国家総動員法

統制三法とは、1937(昭和12)年成立した「臨時資金調整法」「輸出入品等臨時措置法」「軍需工業動員法を適用する法律」である。

* 本学教授

「臨時資金調整法」の第1条には「支那事変ニ関聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル為国内資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス」とある。日中戦争の勃発にともない、戦争遂行に不急不要な事業への資金流入を制限する一方で、戦時に緊急、必要な長期資金について統制を行うことを目的とする法律である。

資本金50万円以上の企業が、事業の設立、増資、合併、目的変更を行うときは政府の許可が必要で、二回目以後の株式払込や設備の新設、拡張、改良などを行う場合にも政府の認可を要する。また、金融機関が事業設備の新設、拡張、改良のための資金を貸付たり、株式・社債の応募、引受、募集の取り扱いをするときも政府の許可があるというのである。さらに、金融機関の場合には特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行、信託銀行などの金融機関別に自治的統制機関が設けられ、自行の判断で決まらない場合にはこの自治的統制機関にはかり、それでも決まらないときだけ、法で定められた臨時資金調整委員会にはかることになっていたのである。

この委員会の最も重要な役割は、以下の許認可の基準であった。軍需との関係、国際収支の改善、生産能力などの観点から事業資金調整標準を作成して、全産業を甲、乙、丙の三つに分類した。甲は優先的に資金を割り当てるもの(甲のイ・甲のロ)、丙は不急不要のもの、乙はその中間(乙のイ・乙のロ・乙のハ)である。甲としては、鉱業、鉄鋼、自動車、航空機製造、兵器製造、硫酸製造など100業種ほど、乙は、人造繊維、パルプ、製材など120業種ほど、丙は、紡績、石鹼化粧品関係、百貨店など150業種ほどであった。これは、政策の重点がおかれている軍需関連(甲分類の重化学工業)に長期資金を流し、それ以外には制限するというねらいをもっていたのである。全国銀行業の33(昭和8)

年度業種別貸出割合は、商業42.1%工業22.4%農業5.8%であったのが、40(昭和15)年度には商業19.6%工業42.8%農業1.7%へと変化したのである。²⁾

「輸出入品等臨時措置法」は「支那事変ニ関聯シ国民経済ノ運行ヲ確保スル為ニ」政府がモノの流れを統制することをねらいとしている。重要物資のほとんどがこれにより統制されたことになる。その内容は、指定された物品について、輸出入の制限または中止、それらを原料とする製品の製造についての命令または制限、その製品の配給、譲渡、使用、また消費についての命令を行うことができるのである。

当時の代表的な輸入品であった綿花の場合は、37(昭和12)年10月、綿花輸入総量と綿糸生産総量の制限が発表され綿糸の自主的な最高標準価格が決められた。また、12月には内地向け製品にはスフもしくは人絹と混紡したものと決められ、翌年2月、繊維工業に対して設備の新增設は許可制に、3月織布業者に対する綿糸の切符制による割り当てが実施された。

ところが、この時期になると内地向けの純綿製品が高騰して、輸出向け製品を内地向けに転売するものが多くなり輸出減少となった。5月には綿糸について公定価格が決められ7月からは綿製品の内地民需向け供給を禁止し、輸出振興のために個人リンク制(製品を輸出した証明書を持つ者にそれに見合う原料を割り当てるしくみ)をとることにした。こうなると、わずかに店頭に残った綿製品の価格は暴騰して、公定価格で抑えても退蔵されてしまうという悪循環が発生してしまったのである。

貿易統制も課題を生じた。37(昭和12)年10月臨時輸出入許可規制により不急不要品とみられるものは全部輸入禁止となり、11月から翌年10月までの綿花、羊毛、生ゴム、パルプの輸入は、

前年比6割減になったのである。これらの輸入原料は不足し価格上昇により加工貿易中心の日本にとって、ただちに輸出不振をもたらしたのである。

「軍需工業動員法を適用する法律」は、戦時において指定された軍需工場を国家総動員のために、国が工場や事業場を管理、使用、収用できるとしたものである。38(昭和13)年から実施され、軍人が生産の指導監督をはじめ納入検査、秘密保持の監督、原価管理や経営の監督などに当たることになったのである。

38(昭和13)年4月に成立した「国家総動員法」は、国民生活を全面的に戦時統制下においた。第1条に「国家総動員トハ戦時(戦争ニ準スヘキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ)ニ際シ国防目的ノ為ノ国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」とあるように総力戦の始まった時に、議会の協賛なしに国内の総力を動員できるよう政府に対して広範な権限を与えておこうとする法律である。国民の基本的権利にかかわる重要な事項を政府が決定する勅令により左右できる広範な委任立法であった。その内容は、労務・物資・資金・企業・施設の動員などの統制を中心とし、労働争議の禁止、新聞その他出版物の掲載、頒布禁止なども含み、また戦時だけでなく平時においても国民の職業能力の申告、技能者の養成、物資の保有などを命令できるというものであった。もともと立法権に優位する強大な行政権を保持していた政府は、この法律によって白紙委任状を獲得したことになり、戦時体制成立の重要な核となったのである。³⁾

(2)時局金融

戦時経済体制は、統制三法と国家総動員法をもとにして急速に進んだが金融はその強力な手

段となった。日本銀行を中心に、日本興業銀行は軍需金融専門機関化し民間金融機関も動員されて、資金は軍需工業と国債に集中的に配分されるようにしたのである。

日本銀行は1937(昭和12)年8月、正貨準備の金の評価替えを実施した。純金750ミリグラムにつき1円の割合で評価されていた日銀金準備を当分の間290ミリグラムと変更し、4億5千万円以下だった日銀金準備を約2.6倍の11億5千万円に膨らませたのである。約7割を日銀金準備にとどめ残り3割は新設の金資金特別会計に移して金現送用にあて、台湾銀行・朝鮮銀行の金準備も評価替えして同会計に移した。財政面で臨時軍事費特別会計が軍事支出を秘密にしたのと並んで金資金特別会計は実際の対外決済状況を秘密化し正貨準備の面で戦時体制へ移行したのである。

翌年4月、日本銀行券の保障準備発行限度(正貨準備の裏付けのない発券限度)が10億円から17億円へ、39(昭和14)年4月には22億円に拡張されたが、それだけインフレ・マネーが発行可能となった。さらに41(昭和16)年4月には、正貨準備発行と保障準備発行の区別を廃止して、大蔵大臣による決定限度額(当時47億円)まで発券できるようになり、政府の欲するままに日銀券を増発できるようになった。(表2)

軍需産業への金融に最も積極的な役割を果たした
表2 日銀信用の動向(1937~45)

(百万円)

年月末	発券銀行券	国債保有	政府貸出	民間貸出
1937.12	2,305	1,387	3	628
38.12	2,755	1,841	3	509
39.12	3,679	2,417	3	1,065
40.12	4,777	3,949	3	819
41.12	5,979	5,340	2	904
42.12	7,149	5,842	1	1,827
43. 9	7,673	6,029	0	2,411
44. 3	10,992	8,305	-	3,669
45. 3	20,526	8,424	754	14,475

日本銀行「日本銀行百年史」1986

したのは、日本興業銀行であった。盧溝橋事件後まもなく、大蔵省から自動車・工作機械・航空機・兵器などの軍需工業へ積極的な融資をせよという厳秘の命令を受けて、全支店へ通達を發している。日本興業銀行は、臨時資金調整法により興銀法の規定外に5億円の興業債券發行を認められたが、この別枠分は39(昭和14)年4月に10億円へ、42(昭和17)年2月に50億円へ、45(昭和20)年2月には100億円へ拡張された。すべて軍需金融を支えるためのものであった。

大企業中心の軍需工業と取引関係がもてなかつた地方銀行は、時局金融の進展とともに経営的に苦境に立たされた。36(昭和11)年5月、馬場鑓一蔵相は貴族院予算委員会で「通常の県において一行または二行に銀行が合同され、しかも地方の特色をおびて働いたほうが、かえって地方の金融事情にもかなうし銀行の破綻も防ぎ得る。また、大蔵省の監督なり中央の大銀行との連絡が強まって、応援もうまくゆくのではなからうか」と説明し、一県一行主義を強力に推進した。政府の立場からは、国債を消化するには最大の引き受けてである銀行を統制しなければならないし、生産力を拡大させるために金融機関の合同をすすめる軍需工業への融資活動を促進させなければならないと考えたからである。²⁾

2. 日中戦争下(1937~41)の銀行合同

日中戦争期には、大蔵省の積極的な合同推進策と地方銀行の資金難とにより、地方銀行の合同が急速に進んだ。1941(昭和16)年9月末までに、北海道と岩手・岡山・愛媛など12県で一県一行となったが、地方の金融機関の合同が主であったため合併・買収された銀行は小資本の銀行が多かつたのである。(表3)合同や買収されずに生き残った地方銀行も、営業地盤が主とし

表3 一県一行の地方と銀行名

昭和16年9月末

府県名	銀行名	資本金(千円)
樺太	樺太	2,000
北海道	北海道	7,800
岩手	岩手殖産	2,100
栃木	足利	5,450
奈良	南都	10,000
岡山	中国	6,703
島根	山陰合同	13,240
徳島	阿波商業	1,275
香川	高松百十四	1,275
愛媛	伊予合同	9,725
宮崎	日向興業	2,005
沖縄	沖縄興業	1,000

戦時経済特別調査報告書 東京手形交換所1942
て中小商工業と地方産業であつたから軍需工業との取引関係が薄く資金運用は滞り、40(昭和15)年の米穀配給機構の統制などによって農業への貸付先も失い、資金運用を国債に向けねばならなかつたのである。

米穀配給機構の統制前の地方銀行の金融には、米穀商人に対する資金の貸出、輸送に際して生ずる荷為替の割引、代金取立などがあつた。特に米穀生産県では、全荷為替取組高の半分あるいは7~8割が米穀荷為替取組高で主要な収益源となつていたのである。しかし、統制後の米穀荷為替取扱は激減または皆無の状態となつてしまつた。米穀の主要生産地である新潟県内諸銀行を例に見ると、米穀荷為替取組高は39(昭和14)年まで増加していたが翌年には激減して総荷為替取組高に占める割合も低下している。また米雑穀商向け貸出額も大幅な減少となつたのである。(表4)(表5)

全国の地方銀行は、預金の約28.9%(41(昭和16)年末)を国債運用に向けていたが低い利ざやに経営上苦しく預貸率(貸出金÷預貯金)は34(昭和9)年末の76.9%から41(昭和16)年末の44.2%へと大きく低下していたのである。これは、軍需工業と取引関係の深い都市銀行がこの時期に預貸率を上げ、太平洋戦争期にオーバー

表4 新潟県内諸銀行の荷為替取組高
(県外仕向) (千円)

昭和	米荷為替取組高 (a)	総荷為替取組高 (b)	(a) / (b) %
10年	38,953	71,546	54.4
11年	42,218	82,935	50.9
12年	44,917	92,289	48.7
13年	48,138	87,474	55.1
14年	66,836	121,626	55.1
15年	5,590	65,216	8.6
うち15年9月まで	5,518	52,256	10.6
16年8月まで	9	41,875	

後藤新一「本邦銀行合同史」1968

表5 新潟県内諸銀行の対米雑穀商貸出
(千円)

昭和	対米雑穀商貸出(a)	総貸出(b)	(a)/(b)%
10年11月末	6,836	145,813	4.7
11年11月末	5,514	144,131	3.8
12年11月末	9,134	156,226	5.8
13年11月末	8,891	153,230	5.8
14年11月末	11,130	155,792	7.1
15年11月末	6,136	155,692	3.9
16年8月末	1,464	146,476	1.1

後藤新一「本邦銀行合同史」1968

ローン(貸出超過)となり、日銀依存度を次第に高めていったのとは逆の現象であった。地方銀行は国債消化機関として、また、興銀への貸金供給機関としての役割を深め、自主性のない資金運用策に取り組むことになったのである。追い込まれた地方銀行の中には、打開策として政府が促進している金融機関の合同政策に従った事例もある。

この情勢から河田烈蔵相は41(昭和16)年4月、全国金融協議会総会で「銀行、無尽会社等

の合同は最近の如く経済界の変転が著しいときに於きましては、金融機関強化の意味からも特にその緊急の度を増してきたものと言わねばならないのであります。政府は銀行又は無尽会社が併立して居る地方に就いては、必要に応じ合同の勧誘奨励に努めて居るのでありまして、将来に於いても銀行及無尽会社の合同には一層力を注ぐ方針に変わりはありません。唯その場合劃一的に、一府県一行又は一社といふが如き主義を持つものではありませんが、具体的には一府県一行又は一社を適当とする地方も存するのでありまして、要は各地方の実情に応じ、最も適切且堅実なる合同に就き極力その遂行を勧誘奨励する心算であります。諸君に於いては政府の意の在る処を諒とし、進んで合同の機運に向って居られることは多とする処であります、今後に於いても緊要なる合同に就いては沿革に捉われず、私情を去って一層衷心協力の実を挙げられんことを希望する次第であります」と金融機関の合同奨励策を述べている。⁴⁾

一方、この時期の六大銀行(三井・三菱・住友・安田・第一・三和)や六大銀行を含む13行4信託で構成されている国債引受けシンジケートによる各業種企業との取引状況を見ると、六大銀行を含むシンジケート銀行は主要産業において圧倒的地位を維持していたのである。(表6)なお、六大銀行に劣らない大銀行となった

表6 大銀行グループによる企業取引の独占状況

業種	1938(昭和13)年				
	六大銀行(A)	シンジケート銀行(B)	取引銀行記載企業数(C)	(A)/(C) %	(B)/(C) %
繊維	17社	42社	68社	25.0	61.8
造船・機械	20	42	70	28.6	60.0
鉱山・石油	6	16	30	20.0	53.3
化学	9	19	41	22.0	46.3
鉄道・軌道	16	33	85	18.8	38.8
電燈・電力・瓦斯	6	22	73	8.2	30.1

伊牟田敏充「昭和金融恐慌の構造」2002

- ・六大銀行は三井・三菱・住友・安田・第一・三和
- ・シンジケート銀行は六大銀行に第百・野村・愛知・名古屋・興銀・正金・朝銀と三井・三菱・住友・安田の四信託

のは、36(昭和11)年の川崎第百銀行による川崎貯蓄銀行と東京貯蔵銀行の三行合併で公称資本金3,898万8千円、預金額は7億1千万円となった。また、大銀行による買収・合併は、第一銀行が渡辺銀行を(37(昭和12)年)第百銀行が羽田銀行を(39(昭和14)年)野村銀行が大師銀行を(40(昭和15)年)三菱銀行が金原銀行を(同年)第一銀行が鉄業、麻布の両銀行を(41(昭和16)年)三井銀行が西脇銀行(同年)を買収などがあった。さらに、名古屋の愛知・名古屋・伊藤の三行の合併による東海銀行の設立という大合同もあり、同年、軍需工業に対する融資強化のため十大銀行が五大信託とともに時局共同融資団の結成もあったのである。この時期の銀行合同の特徴は、都市大銀行による地方銀行の合併は少なく、ほとんどは地元有力銀行の小銀行買収あるいは地方銀行合同が多数を占めた。35(昭和10)年末、545行あった銀行数は41(昭和16)年末には半分以下の255行にまで減少したのである。(表1)(表7)

3. 太平洋戦争下(1941~45)における銀行合同

1942(昭和17)年2月、日本銀行条例を廃止して日本銀行法が制定された。その要点は三つある。

- ・日銀は「国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル」ため国の政策に即して業務を行うこと

に定められた。これにより日銀の政府に対する独立性は否定され、役員人事も政府の命令、公定歩合の決定も政府の認可を要することになった。

- ・日銀の業務に商業金融だけでなく、長期の産業金融を含ませて政府に対する無担保貸付と国債の応募引受を明記した。
- ・通貨発行について正貨との関係を断ち、完全な管理通貨制に移行した。

これにより日銀は、完全に政府の支配下に組み入れられ、国家の政策遂行の資金を無制限に供給することになったのである。一方で、日銀を中心とする金融機関の組織体系は強化された。同年5月には、日銀正副総裁を会長、副会長とする「全国金融統制会」をはじめ「業態別統制会」「地方金融協議会」「短資業統制組合」の四団体が結成され、その事務のために日銀に資金調整局が新設されたのである。日銀は、統制会を通じて金融機関の資金計画を徴集して変更を命じたり、共同融資を斡旋したり、金利を統制できることになった。戦後の日銀が金融機関に対して強い統制力を持つようになったのは、この時にはじまるのである。

また、同年5月には「金融事業整備令」が施行された。第2条に「主務大臣金融事業ノ整備ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ金融事業ヲ営ム者ニ対シ金融事業ノ委託、受託、譲渡若ハ譲受又ハ法人ノ合併ヲ命ズルコトヲ得」となった。

表7 公称資本金別普通銀行

公称資本金	昭和10年末		昭和16年末		行数減 (a)-(b)
	行数(a)	資本金合計	行数(b)	資本金合計	
50万~100万円未満	129	70,675	27	14,997	△102
100万~200万円未満	183	200,600	51	58,640	△132
200万~500万円未満	83	221,260	49	143,496	△34
500万~1千万円未満	30	195,249	21	143,573	△9
1千万円~5千万円未満	35	493,459	32	488,851	△3
5千万円以上	6	584,700	6	584,700	0

大蔵省銀行局「銀行総覧」1936 1942

これにより政府の銀行合同政策は、勸奨や指導の域から強権による方法が加えられることとなったのである。この法令は実際には発動されなかったが、銀行合同政策を進めるのに金融機関に圧力を加えたことは疑いないのである。

例えば、43(昭和18)年7月富山県下の中越・十二・高岡・富山の四行は、大蔵省の指導によって合併し北陸銀行を設立したとされているが、その合併覚書によると、①四行は新立合併の方法により解散し新銀行を設立②新銀行の名称は大蔵省に一任③新銀行への引継資産は優良資産のみ④新銀行の役員は大蔵省に一任⑤新銀行の資本金その他の合併条件は大蔵省に一任。となっていることからまとめれば大蔵省の強権によって合併したと表現したほうが的確である。

このような諸政策から、36(昭和11)年5月馬場蔵相により推進された一県一行主義は、45(昭和20)年地方銀行数が53行となり大部分の府県で一行または二行の中核銀行に集中され、ほぼ達成されたのである。⁵⁾

一方、都市銀行にも大きな動きがあった。43(昭和18)年4月、三井銀行と第一銀行の対等合併による新銀行(帝国銀行)設立である。従来の合併は、被合併銀行あるいは合併銀行相互が多少の経営困難に陥り、その救済策として合併を行ってきたものである。しかし、この合併はそうではないことが両行による合併声明書に表明されている。

「我等両行ハ共ニ数十年ノ永キニ亙リ、終始一貫吾国産業、経済ノ為メニ力ヲ致シ、聊カ其ノ進展ニ貢献シ来レリ。今ヤ国家未曾有ノ非常時局ニ際シ一億一心協力奮励スベキ秋ニ当リ、従来ノ伝統ニ泥マズ、金融機関整備ノ国策ニ順応シ普通銀行ノ使命ヲ達成スル為メ新発足ヲ為シ、以テ大東亜戦争必勝、興亜偉業ノ完遂ニ資

スベキ要ヲ痛感セリ。即我等両行ハ斯ル意念ノ下ニ円満ニ協議ヲ遂ゲ、追テ株主総会ノ決議ヲ経、当局ノ正式認可ヲ受ケタル上、両行共ニ解散シ、対等条件ヲ以テ新銀行ヲ設立シ、更ニ金融報国ノ誠ヲ尽スベク一路邁進センコトヲ期スルモノナリ」⁶⁾

三井銀行会長万代順四郎は、この合併について下記の評価を挙げている。

- ・金融界だけでなく多方面に、時局に対する認識を新たにさせた。三井銀行が決断するほど時局は緊迫しているのだと誰もの気持ちを昂揚させた。
- ・他の大銀行に対しても、合同を促進させることになり国策に協力することができた。
- ・少数の有力銀行が国策と歩調を合わせれば、金融業界を指導育成できる。
- ・上記のような態勢だと、戦後においても直ちに平時の業務に就ける。

かくて帝国銀行は、公称資本金2億円預金額56億円の当時最大の普通銀行となった。つづいて三菱銀行は第百銀行を合併し、安田銀行は日本昼夜銀行を合併したのである。翌年には、帝国銀行の十五銀行合併、安田銀行の昭和銀行・第三銀行の合併が行われ、45(昭和20)年、貯蓄銀行でも九大貯蓄銀行の合同による日本貯蓄銀行が設立された。なお、貯蓄銀行については43(昭和18)年、「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」により普通銀行は貯蓄銀行業務を兼営できることとなった。

表8 貯蓄銀行異動調(昭和17~20年)

昭和	前年末銀行数	合同による消滅数	合同による新立数	差引数	本年末銀行数
17	69			0	69
18	69	29		△29	40
19	40	16		△16	24
20	24	21	1	△20	4
計		66	1	△65	

東京銀行協会「昭和23年上期全国銀行財務諸表分析」1949

貯蓄銀行は経営上支障をきたし、多くは普通銀行に合併されていったのである。(表8)

43(昭和18)年末、農工銀行は5行あった。翌年2月大蔵省は5行の頭取に対して「此際議論ハ抜キニシテ大蔵省ノ方針ニ従ヒ速ニ合併ヲ実現セラレ渡シ」と申し渡した。農工銀行側も「既ニ大蔵省ガ省議ニ依ツテ合併方針ヲ決定セラレタ以上、緊迫セル時局ニ鑑ミ、此上是非ノ議論ヲ繰返スモ如何ト考エ・・一同涙ヲ呑ンデ合併方針ニ従ツタ」と記録されている。⁷⁾これまでは合併条件や手続等は合併当事者である日本勧業銀行と農工銀行間で決定してきたが今回は大蔵省当局の指示により画一的な合併が行われた。事実上の強権により9月、日本勧業銀行への合併により農工銀行はすべて消滅したのである。⁴⁾

戦時体制下のこの時期まで来ると、都市銀行は政府あるいは大蔵省の主導による一県一行の考え方により、都市銀行を頂点とする地方銀行の系列化を進めたので貸出資金の需要増加から経営規模を拡大させて巨大都市銀行に発展したのである。45(昭和20)年9月末には、巨大都市銀行の全国普通銀行に占める割合は総預金62.7%貸出金83.1%に達している。また、六大銀行

表9 全国普通銀行に占める都市銀行の比率
(百万円)

	昭和	行数	払込 資本金	総預金	貸出	有価 証券
全国普通 銀行 (a)	7	538	1,218	8,318	6,280	2,941
	16	186	945	29,794	15,477	12,798
	20	61	906	102,348	72,051	42,851
都市銀行 (b)	7	5	323	3,430	2,072	1,292
	16	6	395	15,453	9,140	5,455
	20	8	573	64,134	59,869	19,947
(a)/(b) %	7	0.9	26.5	41.2	33.1	43.9
	16	3.2	41.8	51.9	59.1	42.6
	20	13.1	63.2	62.7	83.1	46.5

日本銀行「昭和30年報本邦経済統計」1956

* 都市銀行の内訳

昭和7年 三井・三菱・第一・安田・住友

昭和16年 上記5行のほか三和

昭和20年 帝国・三菱・安田・住友・三和・野村・東海・神戸

の日銀貸出額に占める割合は、44(昭和19)年から45(昭和20)年2月末には平均64.6%に達しており巨大都市銀行による寡占体制がより一層強固なものとなっていたのである。(表9)(表10)

おわりに

国家資金動員計画は39(昭和14)年度より作成されてきたが、資金配分計画の第一設定は常に公債所要資金であった。インフレを抑え戦費を調達するために公債消化率をより高く維持することを目標として、金融機関別に国債割当が決められてきたのである。そのためにも金融機関の経営規模の拡大と合同が推進された。行政地域ごとに各業態の金融機関を合同させて、資金量の増大及び店舗と人員の合理化を通じて資金価格を抑え公債消化を進展させたのである。

このような統制経済はそれまでの金融構造を変えてしまった。43(昭和16)年12月から45(昭和20)年8月までに日銀の貸出金は、9億円から34倍弱の305億円になっている。これに対して銀行の預貯金は378億円から約3倍の1,119億円に増加、貸出金は224億円から3.6倍の746億円に、また保有国債は129億円から3.2倍の413

表10 六大銀行に対する日銀貸出残高の推移(43年~45年)
(百万円)

銀行名	43年12月末	44年3月末	44年9月末	45年2月末
帝国	775	995	1,130	2,261
三菱	200	200	590	1,500
安田	170	164	388	671
三和	187	185	480	870
住友	308	448	350	973
日本興業	485	532	611	757
計(a)	2,125	2,524	3,549	7,031
日銀貸出 総額(b)	3,642	3,833	5,509	11,601
(a)÷(b) =%	58.3	65.8	64.4	63.6

日本銀行「日本銀行百年史」1986

億円に増加した。銀行の状況が預貯金よりも貸出と保有国債が増加しすぎて、日銀からの借入金に依存し悪化してしまったのである。また増加した貸出金の大部分は軍需工業だった。戦時下には政府の補償が付いていたが敗戦により軍需工業は不要となりその回収見通しに課題を残したのである。⁸⁾

2009(平成21)年10月、住友信託銀行と中央三井トラスト・グループが11(平成23)年春をメドに経営統合する方針が発表された。約120兆円の信託財産を持つ業界首位の信託銀行グループが誕生する。今回の経営統合は次の金融再編の呼び水になる、との見方もある。銀行合同史は現在も続いているのである。

註

- 1) 白井「昭和初期における普通・貯蓄銀行業の集中・合同について」(本学紀要No.26)2007
- 2) 寺西重郎「日本の経済発展と金融」岩波書店1982
- 3) 有沢広巳「昭和経済史(上)」日本経済新聞社1994
- 4) 後藤新一「本邦銀行合同史」金融財政事情研究会1968
- 5) 伊牟田敏充「戦時体制下の金融構造」日本評論社1971
- 6) 三井銀行「三井銀行80年史」1957
- 7) 日本勧業銀行「日本勧業銀行史」1953
- 8) 原 朗「日本の戦時経済」東京大学出版会1995

